

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等の一部変更について (概要)

令和 4 年 4 月
法 務 省

1. 概要

(1) 基本方針及び分野別運用方針について

特定技能制度は、制度の適正な運用を図るため政府全体の基本方針として「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、その基本方針にのっとり受入れ分野ごとに「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（以下「分野別運用方針」という。）を定めている（両方針ともに平成30年12月25日閣議決定）。

(2) 基本方針の変更について

基本方針において、生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図る産業上の分野（特定産業分野）を定めているところ、今般、製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）を統合し、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野とする。

(3) 分野別運用方針について

上記（2）の製造3分野の統合に伴い、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における分野別運用方針を作成する。

2. 今後の予定

令和4年4月22日（予定）に特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等の一部変更について閣議決定する。